

国保税の納税通知書の見かた

令和6年度

国民健康保険税 納税通知書

396-0013
長野県伊那市下新田3050番地

伊那 太郎 様

納税義務者は世帯主となります。
国保税は同じ世帯の国保加入者分を
まとめて計算し、世帯主に納付して
いただきます。

証番号	1234567	98765	
	更正前	増減	決定額
国民健康保険税年税額	円	円	288,200 円
医療給付費分	円	円	192,200 円
後期高齢者医療支援金分	円	円	69,200 円
介護納付金分	円	円	26,800 円

国保税の年税額

金融機関	信州銀行 上伊那支店	種別	普通	特別徴収義務者	
口座番号	1357***	口座名義人	伊那 太郎	特別徴収対象年金	

※口座の変更を希望される場合は届出をお願いいたします。

口座振替を依頼されている場合の
振替口座(番号下3桁は非表示)

期別毎納付額及び納期限

月	特別徴収		普通徴収				
	(円)	(円)	期別	納期限	更正前(円)	増減(円)	決定額(円)
4月							
5月							
6月			1期	令和6年7月1日			36,200
7月			2期	令和6年7月31日			28,000
8月			3期	令和6年9月2日			28,000
9月			4期	令和6年9月30日			28,000
10月			5期	令和6年10月31日			28,000
11月			6期	令和6年12月2日			28,000
12月			7期	令和6年12月25日			28,000
1月			8期	令和7年1月31日			28,000
2月			9期	令和7年2月28日			28,000
3月			10期	令和7年3月31日			28,000
合計							288,200
合計年税額							288,200 円

国保税が年金から天引きに
なる場合(特別徴収)の
各年金受給月に天引き
させていただきます

・納付書または口座振替の場合の納期ごとに
納めていただく金額です。
・年税額を3月までの納期の数で割った金額が、
各納期の納付額になります。
(1,000円未満の金額については、一番最初の納期
にまとめて納めていただきます。)

国保加入者の全員が対象になります。
(下段の資格状況が○および◎の方)

国民健康保険税 賦課決定明細

国保加入者のうち40歳から64歳
の方が対象になります。
(下段の資格状況が◎の方)

国保税の計算区分
およびその合計

所得が一定水準以下の
場合に軽減される金額

未就学児の均等割額
5割軽減の金額

国保に加入していない月分
を月割りで減額する金額

失業軽減等
の申請に
よる減免額

所得割	課税所得額		医療給付費分		後期高齢者医療支援金分		介護納付金分	
	課税所得額	所得割額(A)	3,000,000(円)	195,000(円)	3,000,000(円)	69,000(円)	2,000,000(円)	48,000(円)
資産割	固定資産税額	0(円)			0(円)			0(円)
	資産割額(B)	0(円)			0(円)			0(円)
均等割	均等割額(C)	4(人)	93,600(円)	4(人)	35,200(円)	1(人)	10,300(円)	
平等割	額(D)		24,400(円)		7,900(円)		7,700(円)	
積算合計	(A+B+C+D)(E)		313,000(円)		112,100(円)		66,000(円)	
軽減措置	均等割額(F)		(円)		(円)		(円)	
	平等割額(G)		(円)		(円)		(円)	
限度超過額(H)			(円)		(円)		(円)	
未就学軽減額(I)			(円)		(円)		(円)	
月割減額(J)			14,734(円)		5,301(円)		(円)	
減免額等(K)			106,015(円)		37,513(円)		39,144(円)	
現在人員	端数(L)	4(人)	51(円)	4(人)	86(円)	1(人)	56(円)	
過年度賦課済額(M)			(円)		(円)		(円)	
減額合計(F+G+H+I+J+K+L+M)(N)			120,800(円)		42,900(円)		39,200(円)	
年税額	(E-N)		192,200(円)		69,200(円)		26,800(円)	

資産割が廃止に
なりましたので
0円と記載されて
います。

あん分率(額)	所得割額(円)	資産割額(円)	均等割額(円)	平等割額(円)
医療給付費分	課税所得額 × 6.50/100	固定資産税額 × 0.00/100	被保険者1人につき 23,400円	世帯につき 24,400円
後期高齢者医療支援金分	課税所得額 × 2.30/100	固定資産税額 × 0.00/100	被保険者1人につき 8,800円	世帯につき 7,900円
介護納付金分	課税所得額 × 2.40/100	固定資産税額 × 0.00/100	被保険者1人につき 10,300円	世帯につき 7,700円

伊那市の国保税の税率

被保険者の資格状況・内訳

申請による課税給与所得軽減:◇ 擬制世帯主:※ 国保被保険者:○ 国保被保険者及び介護2号被保険者:◎

被保険者氏名	4/1	月別資格												課税所得額(円)	固定資産税額(円)
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
伊那 太郎	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	1,500,000	0
伊那 花子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,000,000	
◇伊那 一郎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	2,000,000	
伊那 幸子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
伊那 小太郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

・○、◎は国保税の対象となる月
(月の末日に国保に加入している場合に
国保税の課税対象となります。)
・※は世帯主が国保に加入していない場合
・◇は非自発的失業軽減の申請により、
国保税が軽減されている方
・空欄は国保税の対象とならない月
年税額から月割で減額します。

・国保税計算の基となる課税所得金額
・課税所得額は、前年の合計所得から
43万円を控除した金額
・国保に加入していない世帯主の所得は
軽減の判定で必要になるため記載して
あります。

国保税の年税額の計算は、一度年額の積算合計(E)を計算してから、軽減措置(F)、(G)分を差し引き、さらに、未就学児は均等割額の5割を軽減し、国保に加入していない月分があれば、月割りで減額をします。年度の途中から国保に加入された方や、国保資格を喪失した方がこの月割減額(J)の対象となります。
年度の途中で75歳になり、後期高齢者医療保険に移る場合なども月割減額の対象となり、あらかじめ国保税の対象とならない月分を差し引いて年税額を算出します(例:上記花子さんの2月、3月分)。
また、非自発的失業に伴う減免など、申請により減免を受けている場合は、その減免額等(K)を差し引いて年税額を算出します。
この年税額を3月までの納期数で割った金額が、左記のとおり納期ごとの納付額になります。